

(案)

収入
印紙

契 約 書
(長 期 継 続 契 約)

1. 委 託 名 胎内市公共下水道・農業集落排水・し尿等下水道投入施設ほか包括的維持管理業務委託
2. 場 所 胎内市 塩津 地内ほか
3. 契 約 期 間 令和9年4月1日 から
令和13年3月31日 まで
4. 契 約 金 額 (総額) ￥○○○, ○○○, ○○○ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥○○, ○○○, ○○○ー)
※施設ごとの内訳については、別記1のとおり
5. 支 払 条 件 (1)前 払 金 適用しない
(2)中間前払金 適用しない
(3)部 分 払 適用する (別記1のとおり)
6. 契約保証金 免除
7. そ の 他 上記の委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等における合意に基づいて、本契約書の条件以外は、胎内市財務規則(平成17年規則第48号)及び同規則別記2 委託契約約款並びに本契約書添付の設計書・図面・要求水準書等により契約を締結し、信義に従って切実にこれを履行するものとする。

令和8年○月○日

委 託 者

新潟県胎内市
胎内市長 井 畑 明 彦

受 託 者

住 所 ○○県○○○○市○○○○
商号又は名称 ○○○○ ○○○○
代表者職氏名 ○○○○ ○ ○ ○ ○

(総則)

第1条 委託者 胎内市長 井畑明彦 (以下「甲」という。)、受託者 ○○○共同企業体 代表 ○○○ (以下「乙」という。) 両者は、本契約及び 要求水準書に定めるところに従い信義誠実の原則に基づき契約を履行しなければならない。

(業務計画書等及び総括責任者)

第2条 乙は、契約締結後7日以内に、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する有資格者を本委託業務に関する専任の総括責任者として定め、その氏名その他必要な事項を甲に書面にて通知しなければならない。総括責任者を変更した場合も同様とする。

2 乙は、契約締結後7日以内に、設計図書及び要求水準書に基づいて業務計画書等を作成し、甲に提出してその承認を受けなければならない。

3 甲は業務計画書等を受理した日から7日以内に審査し結果を通知する。不相当と認められる場合は、その修正若しくは変更を求め、又は契約を解除することができる。

(業務の着手)

第3条 乙は、業務計画書等に基づいて本委託業務に着手し、甲の承認後7日以内に着手届を提出しなければならない。

(権利業務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは継承させ又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲に書面による承認を得たときはこの限りではない。

2 甲は、乙に対して本委託業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、本委託業務の全部を一括して又は主たる業務を第三者に再委託することはできない。ただし、甲乙協議の上、甲が書面による再委託の許可をした場合に限り、乙は本委託業務の再委託をすることができる。

(関係法令の遵守)

第6条 乙は、本委託業務執行について関係法令及び監督官庁からの指示、命令等を遵守し、万一これに違反したときは、一切の責任を負わなければならない。

(安全管理義務)

第7条 乙は、設備及び労働の安全を確保し、火災等の災害等を防止するため、労働安全衛生法その他の関係法令等に定める資格を有する者を配置し、十分な管理を行わなければならない。

(機器の貸与)

第8条 甲は、乙が本委託業務を行うために必要な中条浄化センターにある甲所有の機器を無償で貸与するものとする。

2 乙は、前項の貸与機器を適正なる管理のもとに、本委託業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。

3 乙は、自己の故意または過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不能となったときは、甲の指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(従業員の派遣)

第9条 乙は、本委託業務を行うために必要な人員（以下「従業員」という。）を派遣し常駐させるものとする。

2 前項の従業員は、本委託業務の遂行に十分な知識、技能、経験を有する者とし、乙は、要員の配置に際して、予定者の経歴書を甲に提出して、甲の承認を得なければならない。

3 乙は、従業員の行った行為について、一切の責任を負うものとする。

4 乙は、本委託業務を行うための従業員について、本委託業務以外の業務との兼務は認めない。ただし、乙が事前に甲に承認を得た場合は除く。

5 地域の雇用促進の観点から、出来る限りにおいて従業員は胎内市内在住者を雇用すること。

(労災保険及び補償手続き)

第10条 乙は前条に定める従業員を労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める保険に付さなければならない。

2 乙は、乙の従業員が本委託業務に従事し負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、労働者災害補償保険法による補償手続を行なわなければならない。

(監督)

第11条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、甲に代わって監督を選任し乙に通知しなければならない。

2 監督職員は、この契約書及び要求水準書に定められた事項の範囲内において、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 乙の業務内容を調査し、契約書及び要求水準書の業務内容に適合するよう調整すること。

(2) 乙の業務に立ち会い、必要な指示、監督を行うこと。

(業務の報告等)

第12条 乙は、本委託業務の実施に伴い要求水準書に沿い業務日誌・毎月及び年間の業務報告書及び履行届を作成し、帳票を含めて甲に提出するものとする。

2 前項の様式は、乙の提案に基づき、甲の承認を得たものとする。

3 業務報告書は原則として、電子データで作成し、印刷物と併せて提出すること。
(Microsoft 社製の Word, Excel を使用のこと。)

4 甲は、業務報告書等の提出があったときは、検査を行うものとする。検査に合格しないときは、甲の支持するところにより、遅滞なく処置しなければならない。

(緊急時の措置)

第 13 条 乙は、本委託業務中事故が発生し又は発生のおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、遅滞なく甲に状況を口頭及び文書で原因、被害状況、経過を報告し、甲の指示を受けるものとする。

(業務方法の変更)

第 14 条 乙は、業務計画、業務時間、従業員の変更を行うときは、あらかじめ書面を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(業務内容の変更)

第 15 条 甲は、必要があるときは、本委託業務内容を変更することができる。ただし、業務委託料、契約条件の変更を必要とするときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(管理物件の補修)

第 16 条 管理物件の保存、小修繕は乙が行い、その他は、甲がその処理を決定する。

(発注者の解除権)

第 17 条 乙は、この契約に違反し、乙又は乙の従業員の責に帰すべき理由により、甲及び甲の所有に属する物件に損害を与えたときは、遅滞なくその損害の一切を賠償するものとする。

2 乙は、本委託業務執行に関して第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰する理由によるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 18 条 甲が契約を解除しようとするときは、甲は、乙に事前に契約解除の通知をするものとする。ただし、乙が次の各号の一に該当するときは、通知しないで解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、本契約書に定める業務を履行しなかったとき。

(2) 契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(解除による物件の引き取り)

第 19 条 契約を解除したときは、乙は、第 27 条に定める貸与機器及びその他の甲の所有に属する物件があるときは、これらを速やかに、甲に返還し又は原状に復するとともに、乙の所有する物件は、甲の定めた期間に引き取らなければならない。

2 乙が正当な理由なく、前項の甲の定める期間内に、乙の所有に属する物件を引き取らず又は原状に復さないときは、甲は、乙に代わって、その物件を処分し、又は原状に復することができる。

3 乙は、前項の甲の行為に異議を申し立てることはできない。なお、乙は、甲が処分に要した費用及び原状に復した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第 20 条 乙は、この契約の履行に際し知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても、同様とする。

(予算の減額又は削除に伴う契約)

第 21 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。その場合において、甲は、事象が発生したら速やかに乙に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により契約を変更又は解除した場合において、これにより、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、本契約の契約期間の残月数に業務委託料の月額を乗じて得た額を上限として、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(その他の事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

別記 1

公共下水道施設維持管理分

(単位:円)

年度	月分	月割額 (A)	消費税及び 地方消費税の額 (B)	支払額 (A) + (B)	備考 (B) の税率
2027	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
2028	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
2029	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
2030	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
4年間合計		0	0	0	

別記 1

農業集落排水施設維持管理分

(単位:円)

年度	月分	月割額 (A)	消費税及び 地方消費税の額 (B)	支払額 (A) + (B)	備考 (B) の税率
2027	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
2028	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
2029	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
2030	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
4年間合計		0	0	0	

別記 1

し尿等下水道投入施設維持管理分

(単位:円)

年度	月分	月割額 (A)	消費税及び 地方消費税の額 (B)	支払額 (A) + (B)	備考 (B) の税率
2027	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
2028	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
2029	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
2030	4		0	0	10%
	5		0	0	10%
	6		0	0	10%
	7		0	0	10%
	8		0	0	10%
	9		0	0	10%
	10		0	0	10%
	11		0	0	10%
	12		0	0	10%
	1		0	0	10%
	2		0	0	10%
	3		0	0	10%
	計	0	0	0	
4年間合計		0	0	0	